令和５年度　クリーンセンターの排出ガス中の水銀濃度測定結果

１．排出基準について

　大気汚染防止法に基づく排出基準は、50μg/m3N（既設の廃棄物焼却炉に該当）となっています。（大気汚染防止法施行規則 附則（平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号）より）

注）環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について（平成 28 年 9 月 26 日）」より、排出基準は環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定されています。また、水銀排出量が原料や燃料中の水銀含有量に影響されることを踏まえ、平常時における平均的な排出状況を捉えた水準として設定されており、大気汚染防止法における他の大気汚染物質と異なり、突発的な基準値超過は排出基準違反にはなりません。

２．測定結果

　クリーンセンター各施設の排出ガス中の水銀濃度測定結果は下表のとおりです。

施設名		測定年月日	濃度（μg/m3N）
東工場第一工場	1 号炉※1	−	−
	2 号炉	2023/10/20	＜0.3 ※2
東工場第二工場	1 号炉	2023/4/25	14
		2023/9/26	1.4 ※3
		2023/12/27	14 ※3
	2 号炉	2023/4/24	2.7
		2023/8/8	1.7 ※3
		2023/12/26	6.2 ※3
臨海工場	1 号炉	2023/4/7	4.7
		2023/8/1	12
		2023/12/5	15
	2 号炉	2023/4/14	4.6
		2023/8/16	16
		2023/12/15	10

※１：休止中のため測定値はありません。

※２：検出下限値未満

※３：ガス状水銀の濃度を全水銀の濃度とみなすものとして測定しています。（連続する 3 年の間継続して粒子状水銀測定省略要件を満たしている場合、粒子状水銀の測定を省略することができます。東工場及び臨海工場はこの要件を満たしています。）

・μg（マイクログラム）とは、100 万分の 1 グラムです。

・m3N（ノルマル立方メートル）とは、摂氏零度、1 気圧の状態に換算した立方メートルです。

・() 内の数値は、検出下限値以上、定量下限値未満を表します。